

千葉県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.1E-2	1.2E+0	4.8E+1	49.5
64	エトフェンプロックス	7.6E+1	1.6E+1	7.3E+1	4.3E+1	207.8
117	テブコナゾール				6.0E+0	6.0
139	トラロメトリン			1.2E+1	3.9E+0	15.7
140	フェンプロパトリン			9.0E+0		9.0
153	テトラメトリン	6.8E+2	2.0E+1	7.1E+2	2.0E-1	1,416.1
181	ジクロロベンゼン	1.5E+3	4.6E+2			1,946.8
225	トリクロルホン		1.6E+1			16.2
251	フェニトロチオン		3.2E+2	1.1E+1		327.7
252	フェンチオン	1.7E+1	1.3E+2	1.7E+1		160.3
256	デカン酸				4.8E+0	4.8
350	ペルメトリン	1.5E+2	9.3E+1	9.8E+1	1.1E+2	453.5
405	ほう素化合物		2.5E-1	1.7E+2	4.0E+0	176.0
427	カルバリル			5.7E+2		566.5
428	フェノプカルブ			5.8E+1	2.9E+2	344.1
457	ジクロルボス	2.9E+2	1.4E+3			1,719.0
合 計		2.7E+3	2.5E+3	1.7E+3	5.1E+2	7419.0

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等